

一時滞在ビザ (Temporary Visa) 関連：よくある質問

以下の豪連邦内務省ウェブサイトの関連ページもあわせて参照してください

- [「豪州における滞在」](#) (豪連邦内務省作成日本語資料)
- [「豪州からの出国」](#) (豪連邦内務省作成日本語資料)
- [「豪州への渡航」](#) (豪連邦内務省作成日本語資料)

※本概要は豪内務省ウェブサイトの「[COVID-19 and the border Frequently Asked Questions](#)」(2020年5月19日更新)を在豪日本大使館が便宜的に翻訳し、作成したものです。また、全文を翻訳したものではありません。正確な内容は原文をご参照ください。

連邦政府は、新型コロナウイルスと戦う間、豪州人の健康を守り、ビジネスと雇用を支援し、食料の供給を確保することにコミットしています。経済への悪影響が強まる中、失業した豪州人の生活は豪州政府の優先事項です。

豪州政府は、コミュニティの公衆衛生を守り、豪州人の雇用機会を守り、重要産業を支援し、ウイルス後の早期復興を支援するため、新型コロナウイルスの危機の間、一時滞在ビザ保有者に関する多くの取り決めを変更しています。

この危機の間、連邦政府の優先事項は公衆衛生です。すべての一時滞在ビザ保有者は、新型コロナウイルスに関する保健衛生上の助言に従ってください。

一時滞在ビザ保有者が、可能な限り合法的な滞在資格を維持することが重要です。ビザの種類にかかわらず、病気になった場合に豪州の医療システムに頼ることに障壁はありません。

自らを支えることができない一時滞在ビザ保有者は、自国に帰ることを強く推奨します。

これが難しい場合には、豪州で働いていた多くの一時滞在ビザ保有者は、豪州の年金の一部の早期引き出しが可能です。

- 多くの場合、年金の早期引き出しは、2019/20年度で最大1万豪ドルです。
- 更なる情報は[豪州税務局のウェブサイト](#)を参照して下さい。

ビジター・ビザ保有者 (Visitor Visa Holders)

豪州の移民法では、ビジター・ビザや電子渡航許可 (ETA) の延長はできません。現行のビザの失効前に新しいビザを申請しなければなりません。

お持ちのビザに「滞在延長不可条件 (no further stay condition)」がある場合、新たなビザの申請前に同条件の免除申請をする必要があります。

予定どおりに豪州を出国できない場合、豪州で合法的な滞在を確保するため、許可された滞在期間、ビザの有効期限、ビザの条件を確認して下さい。

ビザの詳細は、[ビザ資格オンライン証明 \(Visa Entitlement Verification Online \(VEVO\)\)](#)、[myVEVO アプリ](#)、ビザ承認レター、[immiAccount](#) で確認できます。ETAの有効期限や条件は、[Check an ETA](#) で確認できます。

新しいビザを申請する時は、ビザ申請の結果が判明するまで豪州に合法的に滞在を認めるブリッジング・ビザが認められる場合があります。

ビザが既に失効している場合、[ビザが失効した場合のページ](#)を参照して下さい。

帰国できない場合はどうすれば良いですか？

自国に帰ることができない場合、有効なビザを維持する必要があります。また、必要な場合には医療システムを頼ってください。

ビジター・ビザ保有者は、合法的な滞在資格を維持するために、現行のビザの有効期限が切れる前に新しいビザを申請してください。

保有しているビザに「延長不可 (No Further Stay)」の条件 (8503, 8534, 8535 を含む) が付されており、有効期間が2か月未満の場合、新しいビザ申請を行うために、当該条件の免除を要求することができます。

豪州を出国できない場合、滞在の延長に関する情報は、「[豪州における滞在](#)」のページを参照してください。

豪州で働いたことがあり、喫緊の生活費用をまかなえない場合、2019/20年度で最大1万豪ドルの年金の早期引き出しを行うことができます。

留学生 (International Students)

学生ビザ保有者を支援するため豪州政府は何をしてしてくれるのか？

豪州政府は、新型コロナウイルスや関連した渡航制限のために授業への出席やオンライン学習などの条件を満たすことが難しい場合について、留学生ビザの条件に関して柔軟なアプローチをとっています。

豪州政府は、以下の主要なセクターにおいては2週間で40時間の労働時間制限を一時的に緩和しています。

- 高齢者ケア施設において現在働いている留学生が2週間で40時間を越えて働けるようになること（3月18日から有効）

看護学専攻に在籍している学生ビザ保有者は、保健当局の指示に従い、新型コロナウイルスに対する医療を支援する仕事を行うことができます。

これらの措置の下で、留学生はどのような仕事をする事が出来るのか？

この一時的な措置は、高齢者ケア施設、そして保健当局の指示に従って新型コロナウイルスに対する医療を支援する看護学生のみが対象となります。

この措置は、現在その仕事に就いており、かつ、既に役割を果たしている者のみが対象です。

新型コロナウイルスの状況の進展に応じ、豪州人に対して必要不可欠なモノやサービスを提供することを確保するため、他の重要なセクターにおいても、同様の措置を必要とするか否かが決定されることとなります。

これらの措置は学生に限定しているのか？

学生ビザ保有者は、2週間で40時間以内という通常の制約の下で就労することが既に認められています。現下の状況に鑑み、これらの措置は、豪州社会に必要不可欠なモノやサービスを提供するために学生ビザ保有者が職場において主要な役割を果たすことが出来るという観点から、一部の業界のニーズを踏まえて導入されたものです。

豪州で自立して生活することが出来ないが、どうすれば良いのか？

全ての学生ビザの条件は当該ビザ保有者が豪州滞在中の生活資金を有することであり、自立して生活できない場合は、自分の通常居住する国に帰る準備を行うべきです。

12ヵ月以上の学生ビザを有しており、喫緊の生活費用をまなかえない場合、2019/20年度で最大1万豪ドルの年金の早期引き出しを行うことができます。

豪州政府は、困難に直面している留学生に資金的援助を行う国際教育セクターと協力し続けます。

雇用主がスポンサーとなる一時就労ビザ (Employer sponsored temporary work visa)

一時就労技能ビザ (Temporary Skill Shortage Visa : TSS ビザ) を保有しているが、一時帰休又は労働時間が短縮された場合、どうすべきか？

解雇されていないが、一時帰休の対象となった一時技能就労ビザ (TSS ビザ) 保有者については、当該ビザの有効性は維持され、雇用主は引き続き通常の手続に従ったビザの延長ができます。

雇用主は、当該ビザ保有者がビザの条件に反することなく、及び、雇用主が雇用主の義務に反することなく、労働時間を短縮することができます。

コロナウイルスの影響で失職したが、何ができるか？

解雇された者は、60日以内に別の雇用主を見つけるか、可能な場合には豪州を離れる準備をしてください。

別の雇用主が見つからない場合は、何をすべきか？

コロナウイルスのため解雇され、スポンサーとなる別の雇用主を見つけることができない一時就労技能ビザ保有者は、豪州を離れる準備をしてください。

自国に帰ることが出来ない場合、何が出来るか？

自国に帰ることが出来ない場合、ビザの有効性を維持する必要があるため、必要に応じ医療システムに頼ってください。

一時帰休となった場合や、雇用は維持しつつも労働時間を削減された場合、2019/20年度で最大1万豪ドルの年金の早期引き出しを行うことができます。

豪州を離れることができない場合、滞在の延長に関する情報は、「[豪州における滞在](#)」のページを参照してください。

ワーキングホリデー滞在者 (Working Holiday Makers)

ワーキングホリデー滞在者に依存している産業を支援するため豪州政府は何をしてくれるのか？

農業、食品加工、保健衛生、高齢者及び障がい者の介護、保育といった重要なセクターを支援するため、豪州政府は、ワーキングホリデー滞在者に関し、柔軟な取組を行っています。

これらの重要セクターで働いているワーキングホリデー滞在者は、1つの雇用主につき最長6か月という雇用制限を免除されます。また、現在所有しているビザが今後6か月以内に失効する予定である場合、これらのセクターでの労働を継続するため、更なるビザを取得できます。

ワーキングホリデー滞在者が、重要セクターで働いているが、更なるワーキングホリデー・ビザを取得できず、かつ帰国もできない場合、一時活動ビザ（Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa）を申請できます。

重要なセクターでの就労を継続するため一時活動ビザを申請するワーキングホリデー滞在者は、豪州国民や永住者が当該就労を行えないことを示す証拠を雇用主から入手して下さい。

雇用主は、全ての関連する労働法を遵守する必要があります。海外からの労働者は、他の全ての被雇用者と同様に、豪州の労働法の下で同じ権利を有します。

ワーキングホリデー・ビザを保有しているが、豪州で自立して生活できない場合は何ができるか？

自立して生活できない場合は、自国に帰る準備を行うべきです

喫緊の生活費用をまなかえない場合、2019/20年度で最大1万豪ドルの年金の早期引き出しを行うことができます。

自国に帰国できない場合、豪州に滞在するため、現在保有しているビザ期限を延長することは可能か？

1回目のワーキングホリデー・ビザで指定業務に3か月間労働した場合、又は、2回目のワーキングホリデー・ビザで指定業務に6か月間労働した場合、更なるワーキングホリデー・ビザを申請することができます。

サブクラス417（ワーキングホリデー）ビザ保有者の指定業務として認められる産業・

分野は、以下のとおりです。

- 豪州地方部における植物栽培・動物育成業
- 豪州地方部における漁業・真珠採取業
- 豪州地方部における林業
- 豪州地方部における鉱業
- 豪州地方部における建設業
- 2019年7月31日以降に実施された、森林火災の影響を受けた指定地域における復興業務

現在保有しているビザが失効する前に、新しいビザを申請しなければなりません。ビザ申請の結果が出るまでの間、合法的な滞在を認めるブリッジング・ビザを取得できる可能性があります。

一時活動ビザ (Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa) を認められた場合、同ビザの下での就労は、2回目又は3回目のワーキングホリデー・ビザの申請のための「指定業務」にはなりません。

2回目又は3回目のワーキングホリデー・ビザの申請において、新型コロナウイルス対応において重要セクターとされた分野を「指定業務」とできるのか？

できません。現行の指定業務の範囲は変わりません。しかし、豪州政府は、更なるワーキングホリデー・ビザを申請する資格はないが、重要セクターで働くワーキングホリデー滞在者を支援するために一時的な措置を発表しました。

農業、食品加工、保健衛生、高齢者及び障がい者の介護、保育のセクターで働いており、かつ、自国に帰国できない場合は、一時活動ビザ (Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa) を申請できます。このビザにより、安全かつ実際に自国に帰るまでの間、豪州に合法的に滞在し、就労することが認められます。

重要なセクターでの就労を継続するため一時活動ビザを申請する場合、豪州国民や永住者が当該就労を行えないことを示す証拠を雇用主から入手して下さい。

詳細は、[連邦内務省ウェブサイト（一時活動ビザのページ）](#)を参照してください。

2回目又は3回目のワーキングホリデー・ビザを申請したが、申請結果が出るまでの間、引き続き働くことはできるか？

新たな申請に関する手続きが進んでいる間は、就労する権利を含め、従前のビザと基本的に同じ条件を認めるブリッジング・ビザが有効になります。就労の権利については、滞在外

と雇用主の双方が、[ビザ資格オンライン証明 \(Visa Entitlement Verification Online \(VEVO\)\) サービス](#)においていつでも確認することができます。

新型コロナウイルスの影響により、2回目又は3回目のワーキングホリデー・ビザの申請のために必要な指定業務を完了できなかったが、仕事を探す時間を得るために、ビザを延長することはできるか？

2回目又は3回目のワーキングホリデー・ビザの申請のために必要となる指定業務における3か月間又は6か月間の労働を完了できなかった場合、出国が可能となるまで、豪州に合法的に滞在できるよう、別のビザを申請してください。

農業、食品加工、保健衛生、高齢者及び障がい者の介護、保育のセクターで働いており、かつ、自国に帰国できない場合は、一時活動ビザ (Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa) を申請できます。このビザにより、安全かつ実際に自国に帰るまでの間、豪州に合法的に滞在し、就労することが認められます。

一時滞在ビザを保有しており、重要なセクターでの就労のオファーを得たが、一時活動ビザ (Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa) を申請できるのか。

豪州国民や永住者が重要セクター（農業、食品加工、保健衛生、高齢者及び障がい者の介護、保育）での就労を行えないことを示す雇用主の証拠がある場合、一時活動ビザ (Temporary Activity (subclass 408) Australian Government Endorsed Event (AGEE) stream visa) を申請できます。

豪州を離れなければならないが、新型コロナウイルスのために指定業務を完了できなかったが、自分のワーキングホリデー・ビザは豪州に戻る前に切れる見込みである。同ビザの有効期限を延長できるか。

ワーキングホリデー・ビザの有効期限の延長はできません。将来、豪州に戻ることを希望する場合、適当なビザの要件を満たして申請する必要があります。状況に応じて、別のワーキングホリデー・ビザの条件を満たすことができない場合があります。

ブリッジング・ビザ保有者 (Bridging visa holders)

ビザが失効した場合、又はまもなく失効する場合、特に家族の支援を得られない場合など、可能な場合は可能な限り速やかに自国に帰ることを検討すべきです。

今後6か月の間自立して生活できない一時滞在ビザ保有者には、自国に帰ること、可能な

限り早く帰国する準備を行うことが強く推奨されます。

豪州を離れることができない場合には、ビザ資格を正規なものとするため、ブリッジング・ビザを申請する必要があります。渡航制限が解除された場合、豪州を離れることが期待されています。

自分を助けてくれるためにどのようなサービスが利用可能か？

自身でビザ資格を解決できない場合、豪連邦内務省の[ビザ資格解決サービス \(Status Resolution Service \(SRS\)\)](#) による支援が受けられます。

SRSの職員は、ビザに関するオプションを説明し、自身の決定が今後のオプションにどのように影響するかを説明します。豪州からの出発に関する計画も助けることができ、必要に応じ、他の当局に照会します。

ブリッジング・ビザを保有しており、新たなビザの申請の結果を待っているが、これは自分のブリッジング・ビザにとって何を意味するのか？

ブリッジング・ビザは、新たなビザ申請の結果が出るまで、合法的な滞在を認めるものです。申請したビザが認められず、豪州を出国できない場合は、合法的な滞在のため、新しいブリッジング・ビザを申請する必要があります。

ブリッジング・ビザが特定の日に失効するが、何をすべきか？

ブリッジング・ビザに有効期限が定められており、豪州を出国できない場合は、失効前に新しいブリッジング・ビザを申請する必要があります。

ブリッジング・ビザを保有しており、豪州を出発したいが、何をすべきか？

豪連邦内務省の[ビザ資格解決サービス \(Status Resolution Service \(SRS\)\)](#) が、(現在可能な場合は) 豪州からの出発を希望する個人を支援できます。

(支援内容や対象者の詳細は原文を参照してください)

ブリッジング・ビザを保有しているが、働くことはできるのか？

ブリッジング・ビザの条件に応じ、豪州での就労が認められる場合があります。ビザの許可通知書にこれらの条件が記載されています。[ビザ資格オンライン照会 \(Visa Entitlement Verification Online \(VEVO\)\) サービス](#) で制限を確認してください。

保有しているブリッジング・ビザが就労を認めていない、又は制限がある場合、就労を可能とする他のブリッジング・ビザを申請することができます。これは、一定の状況でのみ

利用可能であり、経済的に困窮していることを示す必要があります。

(了)